

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

山梨国民年金 事案 276

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月まで

私は、地区の民生委員の勧めで国民年金に加入した。加入手続及び保険料の納付もすべて民生委員に依頼していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間である上、申立期間以外の残余の期間の保険料はすべて納付済みである。

また、申立人の妻については申立期間を含むすべての期間が納付済みになっている。

さらに、申立期間の前後を通じ、申立人の生活状況に特段の変化や資力に問題があった事情もうかがえず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納めなかったとする事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨厚生年金 事案 311

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和53年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、14万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から54年5月1日まで

私はA社の会社起業時から勤務しており、試用期間が過ぎ正社員となった昭和53年4月1日にそれまで加入していた健康保険任意継続被保険者の資格を喪失した。長男が誕生した52年*月*日以降健康保険を切らしたことは無く、被保険者期間に1年間も空白が有ることは考えられないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において継続してA社に勤務していたことは、雇用保険加入記録及び元同僚の証言から認められる。

一方、社会保険事務所(当時)の記録によると、当該事業所は、昭和54年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、当該事業所は、昭和53年4月1日に新規適用事業所としての事業所記号及び告知番号が払い出された後、「誤記」として当該新規適用事業所としての記録が抹消されており、54年5月1日に新規適用事業所として、再度当該記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、当該事業所は、昭和53年4月1日において、法人格を有していることが確認できることから、適用事業所としての要件を満たしていたものと推認できる。

さらに、当該事業所が、適用事業所としての記録を取り消されていること

について、日本年金機構B事務センターでは、当時の資料が残っていないため不明と回答している。

加えて、申立人は、申立期間前に勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 52 年 10 月 21 日）に健康保険の任意継続被保険者として資格を取得しており、53 年 4 月 1 日に資格喪失していることが確認でき、その資格喪失事由は、被保険者原票に「一般の被保険者となったため」と記載されている。

そして、申立人と当該事業所に一緒に入社したとする同僚は、昭和 53 年 4 月 1 日に健康保険証を受け取り、厚生年金保険に加入していたはずであると供述している。

これらのことから、社会保険事務所が、A社における新規適用事業所としての記録を取り消す合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、同社が適用事業所となった日は、昭和 53 年 4 月 1 日であると認められ、同日が、申立人の健康保険任意継続被保険者の資格喪失日と一致していることから判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 53 年 4 月 1 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人が保管しているA社での昭和 53 年 4 月分給与明細書の給与支給額から 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

山梨厚生年金 事案 312

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成16年12月22日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月22日

平成15年12月からA社に継続勤務しており、16年12月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、オンライン記録に賞与の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が提出した賃金台帳より、申立人は、平成16年12月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が残っていないため不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから行ったとは認められない。

山梨国民年金 事案 277

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から平成元年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 62 年*月ごろに、父が自治会で国民年金への加入手続をして、保険料を納付していた。家族と一緒に自治会で集金してもらっていたので、申立期間を納付していた期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 62 年*月ごろ、その父が、自治会において国民年金の加入手続をした上、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 5 月に A 市において払い出されており、同年 4 月 28 日に同月分が納付されていることが確認できることから、62 年 12 月から 63 年 3 月までの保険料については、過年度分となり、自治会を通じて納付することはできなかつたと考えられる。

また、昭和 63 年 4 月から元年 3 月までの国民年金保険料について、申立人には保険料を一括して納付した記憶は無く、申立期間を通し在任していた自治会長が「国民年金保険料は、年度の当初に A 市役所から送られてくる納付書に基づいて集金していたので、年度の途中から集金することは無かつた。」と述べていることから、申立人は当該期間の保険料を納付していないものと推認できる。

さらに、申立期間に係る父親の確定申告書の事業専従者の欄には申立人の氏名が記載されているが、国民年金の欄には父親分の金額しか記載されていない上、申立期間に係る申立人の給与所得に対する所得税源泉徴収簿の社会保険料控除額の欄にも金額の記載は無い。

加えて、申立人が 20 歳の時点で同居していた 2 歳年上の兄は、申立期間当時においては国民年金に未加入であり、その父が、兄を未加入にしたまま申

立人のみの国民年金加入手続をしたとは考え難く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。